

- 一の規定による検査証票の様式は、同条の規定にかかわらず、別紙様式によるものとする。
- 第二条 左に掲げる省令の規定については、日本専売公社に対する法令の適用等に関する政令第六条の規定により公社を国の行政機関とみなして、これらの省令の規定を適用する。
- 一 不動産登記法施行規則（明治三十二年可法省令第十一号）第四十二条第三項
- 二 船舶法施行規則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第五十三条ノ二
- 三 電報規則（大正十四年逓信省令第四十七号）第二条及び第五条
- 四 家用電気工作物設置規則（昭和七年逓信省令第五十六号）第五十一條から第五十七條まで
- 五 アルコール酒類規則（昭和十二年大蔵省令第十一号）第二条第一項
- 六 非訟事件手続法による財産管理の報告及び計算に関する書類並びに財産目録の謄本又は株主表の抄本の交付に関する手数料に関する件（昭和十七年可法省令第十九号）第四条
- 七 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第四十二條、前項第六号の場合においては、同条中「官吏又は公吏」とあるのは、「公社ノ役員又は職員」と読み替へるものとする。

別紙様式
（用紙は、厚紙淡青色とし、その寸法は、縦58ミリメートル、横80ミリメートルとする。）

<p>表</p> <p>民法第67条 法人ノ業務ハ主務官庁ノ監督ニ属ス 主務官庁ハ何時ニテモ職權ヲ以テ法人ノ業務及ビ財産ノ状況ヲ検査スルコトヲ得</p> <p>表記省令第7条 大蔵大臣は、当該職員をして法人の業務及び財産の状況を検査させる場合においては、別紙様式による検査証票を携帯させなければならない。</p> <p>表記省令第1条但書 但し、同省令第7条の規定による検査証票の様式は、同条の規定にかかわらず、別紙様式によるものとする。</p>	<p>裏</p> <p>第 号</p> <p>大蔵大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令第7条の規定及び日本専売公社に対する大蔵省令等の準用に関する省令第1条但書の規定に基く検査証票</p> <p style="text-align: center;">日本専売公社印</p> <p>昭和 年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">8ミリメートル</p>
---	---

◎建設省令第十五号
土地収用法施行規則（昭和二十六年建設省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

昭和二十八年八月十二日
建設大臣 戸塚九一郎

第一条第四項を次のように改める。
4 法第十五条第二項の規定による許可証の様式は、障害物を除却しようとする者にあつては別紙様式第四、土地に試験等を行うおとす者にあつては別紙様式第四の二とする。

様式第二中土地収用法抜すに係る条文中第十四条第一項を次のように改める。

起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、第三各号の一人に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行うに当り、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等（以下「障害物」といふ）を侵除し、又は試す場合は、当該土地に試験若しくは試す若しくはこれに伴う障害物の侵除（以下「試験等」といふ）を行うおとす場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を侵除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試験等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べべる機会を与えなければならない。

◎建設省令第十五号
土地収用法施行規則（昭和二十六年建設省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

昭和二十八年八月十二日
建設大臣 戸塚九一郎

第一条第四項を次のように改める。
4 法第十五条第二項の規定による許可証の様式は、障害物を除却しようとする者にあつては別紙様式第四、土地に試験等を行うおとす者にあつては別紙様式第四の二とする。

様式第二中土地収用法抜すに係る条文中第十四条第一項を次のように改める。

起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、第三各号の一人に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行うに当り、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等（以下「障害物」といふ）を侵除し、又は試す場合は、当該土地に試験若しくは試す若しくはこれに伴う障害物の侵除（以下「試験等」といふ）を行うおとす場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を侵除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試験等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べべる機会を与えなければならない。

◎建設省令第十五号
土地収用法施行規則（昭和二十六年建設省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

昭和二十八年八月十二日
建設大臣 戸塚九一郎

第一条第四項を次のように改める。
4 法第十五条第二項の規定による許可証の様式は、障害物を除却しようとする者にあつては別紙様式第四、土地に試験等を行うおとす者にあつては別紙様式第四の二とする。

様式第二中土地収用法抜すに係る条文中第十四条第一項を次のように改める。

起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、第三各号の一人に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行うに当り、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等（以下「障害物」といふ）を侵除し、又は試す場合は、当該土地に試験若しくは試す若しくはこれに伴う障害物の侵除（以下「試験等」といふ）を行うおとす場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を侵除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試験等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べべる機会を与えなければならない。